

(仮称) 芦屋市総合福祉計画策定支援業務委託に係る
公募型提案依頼書

芦屋市こども福祉部福祉室地域福祉課

(仮称) 芦屋市総合福祉計画策定支援業務委託 提案方式実施要領

1 提案依頼の概要

(1) 件名

本提案依頼書による業務委託の名称は、「(仮称) 芦屋市総合福祉計画策定支援業務委託」(以下、「本業務」という。)とする。

(2) 本業務の目的及び依頼内容

芦屋市障がい者(児)福祉計画 第7次中期計画(以下、「障がい者(児)福祉計画」という。)、芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画(以下、「障がい福祉計画」という。)及び第10次芦屋すこやか長寿プラン21(以下、「すこやか長寿プラン21」という。)の計画期間が令和8年度までとなっていることから、各計画の取組成果と課題を総括するとともに、先行して策定を進めている第5次芦屋市地域福祉計画(以下、「地域福祉計画」という。)とも連動させながら、令和9年度を始期とする「(仮称) 芦屋市総合福祉計画」としてこれらの計画の一体的策定を進めている。

上記記載の業務をはじめ、本計画策定の全般を効率的かつ円滑に進めるために、支援するもの。なお、既に芦屋市において委託契約締結済みの「第5次芦屋市地域福祉計画策定支援業務委託」の受託者と適切かつ綿密に連携しながら業務を遂行することを必須とする。

依頼内容の詳細は別紙仕様書のとおりである。

(3) 実施形式

価格及び価格以外を総合的に評価し、決定する公募型提案方式とする。

(4) 公募型提案方式とした理由

「1(2) 本業務の目的及び依頼内容」を実現できる最適な方法を予定金額の範囲内で実施するため、指定の条件を満たした提案を広く募り、価格及び提案内容等を総合的に評価できるよう、本提案依頼を行うこととしたもの。

(5) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(6) 予定金額(上限額)

本業務の予定金額(上限額)は、以下のとおりである。見積額がこの金額を超過した場合は失格とする。

令和7年度 6,881,818 円(税別)

令和8年度 10,407,242 円(税別)

(7) 契約方法等

提出された企画提案書に基づき、本市と契約予定者にて詳細仕様及び契約内容の協議を経て、随意契約による委託契約を締結する予定。

(8) 提案を求める範囲

本提案依頼を求める範囲は、「(仮称) 芦屋市総合福祉計画策定支援業務委託仕様書」を参照すること。

なお、提案にあたり、「企画提案書作成要領」の2については、必ず提案すること。

2 提案手続

(1) スケジュール

提案手続に関するスケジュールは別紙のとおりとする。

(2) 参加意思表明書提出

「参加意思表明書」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに下記のいずれかの方法で芦屋市こども福祉部福祉室地域福祉課へ提出すること。

書類提出：「2 (5) 提出場所」まで郵送又は持参。(郵送の場合は必着)

電子提出：令和6・7年度芦屋市物件等競争入札参加資格に登録のメールアドレスより、PDF ファイルを添付して、地域福祉課代表メール(syakaifukusi@city.ashiya.lg.jp)宛に送信。

(3) 質問受付及び回答

質問受付期限までに、上記地域福祉課代表メール宛に、別紙「質問回答票」にて送付すること。

本市が受けた質問及び回答内容は、公平性、透明性を担保するため、その内容及び質問者の如何にかかわらず、本市ホームページに公表する。

なお、電話等口頭による本職員への質問や回答に対する再質問は受け付けない。

(4) 企画提案書及び見積書等の提出

企画提案書及び見積書は、「企画提案書・見積書提出期限」までに「2 (5) 提出場所」へ持参または郵送により提出すること。

提出物及び提出部数等は、別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

(5) 提出場所

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
芦屋市こども福祉部福祉室地域福祉課

(6) 問合せ先

芦屋市こども福祉部福祉室地域福祉課
担当：堂ノ前・藤若

TEL：0797－38－2153

FAX：0797－38－2160

E-mail：syakaifukusi@city.ashiya.lg.jp（地域福祉課代表メール）

(7) 参加資格結果通知

参加資格結果は、すべての提案者に電子メールにより送付する。

また、参加資格を有する者には、併せて1次評価の時間帯を連絡する。1次評価の内容については、「3(1) 評価方法」を参照すること。

(8) 最終結果通知

最終結果については、先にすべての参加資格を有する者に FAX 又は電子メールにより送付し、郵送する。また、通知送付後、審査結果を公表する。

3 評価方法

(1) 評価方法

受託者については、参加資格確認及び1次評価によって決定する。

提案内容の評価は、公正かつ厳正に実施する。

本業務の見積価格については、「1(6) 予定金額（上限額）」に記載している予定金額以内であること。

評価については、下表のとおりとする。

段 階	種 別	対 象	評 価 者	概 要
参加資格 確認	・書類審査	参加申請書 提出者	専門委員会	参加申請書提出者が参加資格を満たすかを確認する。
1次評価	・書類審査 ・企業評価 ・提案内容 評価 (面接審査) ・価格評価	参加資格を 有する者	専門委員会	提出された書類及び企画提案書に基づくヒアリングにより評価する。

(2) 配点

配点は下記のとおりとする。

評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

ア 総合点で業者を決定する。

イ 配点は、企業評価1割（15点）、提案内容評価5割（75点）、価格評価4割（60点）とする。

(3) 参加資格確認

ア 対象

参加意思表明書提出者

イ 評価方法

参加資格条件と比較し、参加資格の有無を確認する。

(4) 1次評価

ア 対象

参加資格を有する者

イ 評価方法

提出書類、プレゼンテーション及び価格に基づき評価する。

(ア) 書類審査

企業評価を行う

(イ) プレゼンテーションによる評価

- ・プレゼンテーションは7月25日（金）午前又は午後を予定している。
- ・予定所要時間 30分程度（目安：プレゼンテーション 15分、質疑応答 15分）
- ・プレゼンテーションを行う者は、本業務に携わる担当者とする。
- ・提案説明の際、プロジェクターの使用は可能
- ・出席者は、説明者を含め4人までとする。
- ・プレゼンテーションの内容は本市で録音する。

(ウ) 価格評価

価格点の算出基準

$$\text{価格点} = \text{配点} \times (1 - \text{見積金額} / \text{予定金額})$$

(5) 失格事項

以下に示す事項に該当した場合、審査結果を待たずに失格になる場合があるので留意すること。

ア 「企画提案書・見積書提出期限」に遅れた場合

イ 提出書類に不足があった場合又は本書で定める事項に違反した場合

ウ 当該案件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接又は間接を問わず連絡を行った場合

エ 提案依頼交付開始日から契約締結日までの間に、本市より指名停止等の措置を受けた場合

オ 別紙「評価基準表」にある項目の提案内容評価について、1項目でも最低評価を行った選考委員が過半数を占める場合、又は、全選考委員評価点の総合計が満点の60%未満である場合

4 その他

(1) 留意事項

ア 本委託契約は、令和8年度末までの2か年契約であり、各年度の業務終了後の支払いとする。

イ 提案書等提出を受けた資料は、提案者に返却しない。

- ウ 提出された提案書等の全ての資料を受理した後の加筆及び修正は認められない。
- エ 企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- オ 最優秀提案者を本業務委託の契約交渉の相手方として確定する。ただし、最優秀提案者との協議の結果、契約内容の履行がされないおそれがある場合又はその他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を契約交渉の相手方とできる。

以 上

(仮称) 芦屋市総合福祉計画策定支援業務委託

提案方式スケジュール

手 続	日 時
(1) 公表（提案依頼交付開始日）	令和7年7月 1日（火）
(2) 質問受付期間	令和7年7月 1日（火）から 令和7年7月 7日（月）午後5時まで
(3) 質問回答期限	令和7年7月10日（木）午後5時まで
(4) 参加意思表明書提出期限	令和7年7月15日（火）午後5時まで
(5) 参加資格の有無の通知	令和7年7月18日（金）午後1時以降
(6) 企画提案書・見積書提出期限	令和7年7月 1日（火）から 令和7年7月22日（火）午後5時まで
(7) 1次評価（ヒアリング）	令和7年7月25日（金） ※ ヒアリングの予定時間は別途指定します。
(8) 最終結果通知	令和7年7月31日（木）午後1時以降
(9) 契約締結予定日	令和7年8月 1日（金）

評価基準表

審査項目	評価項目		評価の視点 【提出書類】	指標	配点
企業評価	企業能力	履行保証力	自己資本比率 【貸借対照表（写）】	25%以上	1
		瑕疵担保力	損害賠償保険の加入状況 【企業賠償責任保険加入証（写）】	5千万円以上	1
		業務実績	過去5年間における同種業務の実績 【履行実績届】	あり	1
		品質マネジメント	ISO9001の取得 【認証登録証明書（写）】	取得	1
		環境マネジメント	ISO14001の取得 【認証登録証明書（写）】	取得	1
		情報マネジメント	プライバシーマーク又はISO27001の取得 【プライバシーマーク登録証（写）又は認証登録証明書（写）】	取得	1
	地域貢献度	営業の拠点	本店の所在地 【競争入札参加資格申請書により確認するため不要】	芦屋市内	2
		業務実績	本市と契約書を交わした直近の案件の業務実績（過去5年間に限る） 【契約書（写）】	あり	1
	社会性	企業年金制度	企業年金制度導入 【企業年金制度導入に関する証明書（写）】	導入	1
		障がい者雇用状況	障がい者の雇用状況 【障害者雇用状況報告書（写）】	あり	1
		男女共同参画推進の取組	育児・介護休業、子供を持つ従業員向け時短制度又は中途退職女性復帰制度等の導入 【各事業者の制度概要（写）】	あり	1

		女性活躍推進の取組	えるぼし認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書（写）】	取得	1
		子育てサポートの取組	くるみん認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書（写）】	取得	1
		若者雇用促進の取組	ユースエール認定の取得 【基準適合事業主認定通知書（写）】	取得	1
小 計					15
提案内容評価		提案事項を実施するに当たっての取組方針	業務の目的・条件・内容の理解度が高く、簡潔に記載されているか		5
	業務の実施手続き		業務実施手続きを示す業務・実施フロー又は工程表等の的確性	実施フロー又は工程表等の的確性	5
			「第5次芦屋市地域福祉計画策定支援業務委託」の受託者との連携手法は妥当か		5
		現況・課題への理解度	地域の現況・特有の課題への理解は十分か	地域特性等余条件の理解度	5
	提案内容の的確性		提案内容は業務要求水準を充足しているか		10
			検討項目の内容は具体的で量も妥当か	主要検討事項の把握度及び具体性	10
			独創的かつ実現性があるか	独創性・実現性	10
			実施手法は的確であるか	業務手法の妥当性	10
		資料調達力	資料等がわかりやすいか、誤字脱字が少ないか	資料の正確性	5
		その他	独自提案として加点するに値する内容があるか		10
小 計					75
価格評価		コスト縮減努力	見積の妥当性、コスト意識	$1 - \frac{\text{見積金額}}{\text{予定金額}}$	60
総 計					150

公募型提案方式参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 令和 6・7 年度芦屋市物件等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 現に、又は契約締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準（昭和 61 年芦屋市基準）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。